

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 わ 第6号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町棧敷 瀬東地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 58" E 130° 07' 44" 点イ N 32° 12' 59" E 130° 07' 46" 点ウ N 32° 13' 01" E 130° 07' 44" 点エ N 32° 13' 00" E 130° 07' 42"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町の地区
	北さつま漁協						
鹿特区 わ 第7号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	阿久根市 脇本愛宕 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 04' 37" E 130° 11' 28" 点イ N 32° 04' 34" E 130° 11' 26" 点ウ N 32° 04' 23" E 130° 11' 39" 点エ N 32° 04' 26" E 130° 11' 41"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	阿久根市脇本
	北さつま漁協						
鹿特区 わ 第8号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	薩摩川内 市港町唐 山唐浜漁 港東地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 52' 12" E 130° 11' 56" 点イ N 31° 52' 08" E 130° 11' 55" 点ウ N 31° 52' 07" E 130° 11' 59" 点エ N 31° 52' 11" E 130° 12' 00"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	薩摩川内市の旧川内市の地区
	川内市漁協						
鹿特区 わ 第9号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	いちき串 木野市ま ぐる本町 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 43' 15" E 130° 15' 35" 点イ N 31° 43' 15" E 130° 15' 31" 点ウ N 31° 43' 08" E 130° 15' 31" 点エ N 31° 43' 08" E 130° 15' 35"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	いちき串木野市の旧串木野市の地区
	串木野市漁協						
鹿特区 わ 第10号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	日置市江 口浜海浜 公園地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 38' 49.5" E 130° 19' 10.5" 点イ N 31° 38' 49" E 130° 19' 09" 点ウ N 31° 38' 43" E 130° 19' 11.7" 点エ N 31° 38' 43.5" E 130° 19' 13.3"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	日置市の旧東市来町・旧日吉町の地区
	江口漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 わ 第11号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	指宿市湯 山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 15' 23" E 130° 39' 34" 点イ N 31° 15' 20" E 130° 39' 41" 点ウ N 31° 15' 05" E 130° 39' 36" 点エ N 31° 15' 07" E 130° 39' 29"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	指宿 市の 旧指 宿市 (今 和泉 を除 く)の 地区
	指宿漁協						
鹿特区 わ 第12号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿児島市 生見町森 満地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 18' 41" E 130° 34' 34" 点イ N 31° 18' 40" E 130° 34' 32" 点ウ N 31° 18' 43" E 130° 34' 28" 点エ N 31° 18' 45" E 130° 34' 30"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	鹿児 島の 旧入 町の 地区
	県漁協 喜入町支所						
鹿特区 わ 第13号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿児島市 平川町地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 26' 27" E 130° 31' 10" 点イ N 31° 26' 29" E 130° 31' 16" 点ウ N 31° 26' 45" E 130° 31' 16" 点エ N 31° 26' 43" E 130° 31' 10"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	鹿児 島の 旧 谷山 市の 地区
	谷山漁協						
鹿特区 わ 第14号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿児島市 南栄2号 用地地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 30' 27" E 130° 32' 01" 点イ N 31° 30' 26" E 130° 32' 04" 点ウ N 31° 30' 54" E 130° 32' 14" 点エ N 31° 30' 55" E 130° 32' 10"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	鹿児 島の 旧 谷山 市の 地区
	谷山漁協						
鹿特区 わ 第15号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿児島市 吉野町地 先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通 す直線, 最大高潮時海岸線から沖合140メートルの線及 び最大高潮時海岸線から沖合250メートルの線によって 囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 50" E 130° 34' 43" 点イ N 31° 37' 56" E 130° 36' 16"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 なければ ならない	鹿児 島の (旧 東桜 島村, 旧 谷山 市, 旧 桜 島町 及び 旧 喜 入町 を除 く)
	鹿児島市漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 わ 第16号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	始良市脇 元地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 41' 34" E 130° 36' 57" 点イ N 31° 41' 35" E 130° 37' 01" 点ウ N 31° 41' 44" E 130° 36' 58" 点エ N 31° 41' 43" E 130° 36' 53"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	始良 市の 旧始 良町 の地 区
	県漁協 錦海支所						
鹿特区 わ 第17号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	始良市松 原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 42' 34" E 130° 38' 03" 点イ N 31° 42' 31" E 130° 38' 03" 点ウ N 31° 42' 31" E 130° 38' 11" 点エ N 31° 42' 34" E 130° 38' 11"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	始良 市の 旧始 良町 の地 区
	県漁協 錦海支所						
鹿特区 わ 第18号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	始良市加 治木町新 興干拓地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 43' 23" E 130° 39' 19" 点イ N 31° 43' 18" E 130° 39' 20" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 39' 14" 点エ N 31° 43' 19" E 130° 39' 10"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	始良 市の 旧加 治木 町の 地区
	県漁協 錦海支所						
鹿特区 わ 第19号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	霧島市隼 人町小浜 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 43' 47" E 130° 41' 35" 点イ N 31° 43' 44" E 130° 41' 33" 点ウ N 31° 43' 39" E 130° 41' 43" 点エ N 31° 43' 42" E 130° 41' 45"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	霧島 市の 旧隼 人町 及び 旧国 分市 の地 区
	錦江漁協						
鹿特区 わ 第20号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	霧島市隼 人町浜之 市地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 43' 22" E 130° 43' 06" 点イ N 31° 43' 21" E 130° 43' 01" 点ウ N 31° 43' 11" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 43' 14" E 130° 43' 11"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	霧島 市の 旧隼 人町 の地 区
	錦江漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 わ 第21号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	霧島市隼 人町弁天 島東	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 42' 18" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 42' 16" E 130° 43' 14" 点ウ N 31° 42' 08" E 130° 43' 11" 点エ N 31° 42' 08" E 130° 43' 07"	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	霧島 市の 旧隼 人町 の地 区
	錦江漁協						
鹿特区 わ 第22号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	霧島市国 分敷根若 尊鼻西	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 41' 38" E 130° 47' 55" 点イ N 31° 41' 39" E 130° 47' 51" 点ウ N 31° 41' 30" E 130° 47' 48" 点エ N 31° 41' 29" E 130° 47' 51" 点オ N 31° 41' 33" E 130° 47' 55"	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	霧島 市の 旧隼 人町 の地 区
	錦江漁協						
鹿特区 わ 第23号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	霧島市福 山町若尊 鼻南側地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 41' 15" E 130° 48' 13" 点イ N 31° 41' 09" E 130° 48' 12" 点ウ N 31° 41' 10" E 130° 47' 59" 点エ N 31° 41' 16" E 130° 48' 00"	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	霧島 市旧 福山 町の 地区
	県漁協 福山町支所						
鹿特区 わ 第24号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿児島市 東桜島伊 敷ヶ窪	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 33' 01" E 130° 38' 05" 点イ N 31° 33' 00" E 130° 38' 01" 点ウ N 31° 32' 55" E 130° 38' 04" 点エ N 31° 32' 57" E 130° 38' 07"	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	鹿児 島の 旧東 桜島 村の 地区
	東桜島漁協						
鹿特区 わ 第25号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	垂水市海 潟桜島口 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 33' 16" E 130° 41' 52" 点イ N 31° 33' 06" E 130° 41' 52" 点ウ N 31° 33' 06" E 130° 41' 47" 点エ N 31° 33' 16" E 130° 41' 47"	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	垂水 市 (牛 根を 除く )
	垂水市漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 わ 第26号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	垂水市中 俣地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 30' 50" E 130° 41' 38" 点イ N 31° 30' 51" E 130° 41' 31" 点ウ N 31° 30' 41" E 130° 41' 29" 点エ N 31° 30' 40" E 130° 41' 36"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
	垂水市漁協						
鹿特区 わ 第27号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	垂水市柘原錦町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 27' 54" E 130° 41' 47" 点イ N 31° 27' 53" E 130° 41' 43" 点ウ N 31° 27' 45" E 130° 41' 44" 点エ N 31° 27' 46" E 130° 41' 48"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
	垂水市漁協						
鹿特区 わ 第28号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	垂水市柘原並松地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 27' 18" E 130° 43' 00" 点イ N 31° 27' 15" E 130° 42' 59" 点ウ N 31° 27' 12" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 27' 15" E 130° 43' 08"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
	垂水市漁協						
鹿特区 わ 第29号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	垂水市新 城宇住庵 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 26' 11" E 130° 44' 16" 点イ N 31° 26' 09" E 130° 44' 13" 点ウ N 31° 25' 59" E 130° 44' 26" 点エ N 31° 26' 01" E 130° 44' 29"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
	垂水市漁協						
鹿特区 わ 第30号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿屋市船間町小園地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 23' 15" E 130° 46' 20" 点イ N 31° 23' 15" E 130° 46' 12" 点ウ N 31° 23' 03" E 130° 46' 18" 点エ N 31° 23' 05" E 130° 46' 26"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿屋市の旧鹿屋市の地区
	鹿屋市漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 わ 第31号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿屋市高 須町金浜 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 21' 43" E 130° 47' 14" 点イ N 31° 21' 41" E 130° 47' 07" 点ウ N 31° 21' 30" E 130° 47' 12" 点エ N 31° 21' 33" E 130° 47' 18"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	鹿屋 市の 旧鹿 屋市 の地 区
	鹿屋市漁協						
鹿特区 わ 第32号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿屋市高 須海岸地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 20' 41" E 130° 47' 36" 点イ N 31° 20' 35" E 130° 47' 31" 点ウ N 31° 20' 15" E 130° 47' 37" 点エ N 31° 20' 20" E 130° 47' 43"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	鹿屋 市の 旧鹿 屋市 の地 区
	鹿屋市漁協						
鹿特区 わ 第33号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	志布志市 夏井地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 28' 13" E 131° 07' 49" 点イ N 31° 28' 14" E 131° 07' 47" 点ウ N 31° 28' 12" E 131° 07' 43" 点エ N 31° 28' 11" E 131° 07' 46"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	志布 志市 の旧 志布 志町 の地 区
	志布志漁協						

エ ひじき養殖業

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿特区ひじ第1号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	ひじき養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町田尻 前浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 05' 21" E 130° 09' 33" 点イ N 32° 05' 15" E 130° 09' 32" 点ウ N 32° 05' 15" E 130° 09' 29" 点エ N 32° 05' 22" E 130° 09' 30"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第2号	第1種 区画漁業  指宿漁協  団体漁業権	ひじき養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	指宿市親 音埼地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 18' 09" E 130° 35' 27" 点イ N 31° 18' 12" E 130° 35' 34" 点ウ N 31° 17' 58" E 130° 35' 41" 点エ N 31° 17' 55" E 130° 35' 34"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧指宿市の地区 (ただし指宿地区を除く)
鹿特区ひじ第3号	第1種 区画漁業  谷山漁協  団体漁業権	ひじき養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 平川地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 26' 05" E 130° 31' 17" 点イ N 31° 26' 10" E 130° 31' 35" 点ウ N 31° 26' 31" E 130° 31' 24" 点エ N 31° 26' 26" E 130° 31' 07"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市の旧谷山市の地区
鹿特区ひじ第4号	第1種 区画漁業  鹿児島市漁協  団体漁業権	ひじき養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 吉野地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合140メートルの線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 54" E 130° 34' 40" 点イ N 31° 37' 58" E 130° 36' 12"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(旧谷山市, 旧桜島村, 旧桜島町及び旧喜入町の地区を除く)
鹿特区ひじ第5号	第1種 区画漁業  錦江漁協  団体漁業権	ひじき養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	霧島市隼 人町浜之 市地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 43' 22" E 130° 43' 06" 点イ N 31° 43' 21" E 130° 43' 01" 点ウ N 31° 43' 11" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 43' 14" E 130° 43' 11"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市の旧隼人町の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 ひじ 第6号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	霧島市隼 人町弁天 島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 42' 18" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 42' 16" E 130° 43' 14" 点ウ N 31° 42' 08" E 130° 43' 11" 点エ N 31° 42' 08" E 130° 43' 07"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	霧島 市の 旧国 分市 の地 区
	錦江漁協						
鹿特区 ひじ 第7号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市海 潟桜島口 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 33' 16" E 130° 41' 57" 点イ N 31° 33' 06" E 130° 41' 57" 点ウ N 31° 33' 06" E 130° 41' 52" 点エ N 31° 33' 16" E 130° 41' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	垂水 市 (牛 根地 区を 除く)
	垂水市漁協						
鹿特区 ひじ 第8号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市海 潟江之島 地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 31' 50" E 130° 41' 47" 基点2 N 31° 31' 45" E 130° 41' 45" 点ア N 31° 31' 50" E 130° 41' 50" 点イ N 31° 31' 45" E 130° 41' 47"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	垂水 市 (牛 根地 区を 除く)
	垂水市漁協						
鹿特区 ひじ 第9号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市荒 崎地先	基点1、点ア、点イ、基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  点の位置 基点1 N 31° 30' 38" E 130° 41' 44" 基点2 N 31° 30' 33" E 130° 41' 44" 点ア N 31° 30' 38" E 130° 41' 37" 点イ N 31° 30' 33" E 130° 41' 37"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	垂水 市 (牛 根地 区を 除く)
	垂水市漁協						
鹿特区 ひじ 第10号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市浜 平地先	基点1、点ア、点イ、基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  点の位置 基点1 N 31° 27' 55" E 130° 41' 54" 基点2 N 31° 27' 48" E 130° 41' 55" 点ア N 31° 27' 54" E 130° 41' 47" 点イ N 31° 27' 46" E 130° 41' 48"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	垂水 市 (牛 根地 区を 除く)
	垂水市漁協						
鹿特区 ひじ 第11号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市柘 原地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 27' 18" E 130° 43' 14" 基点2 N 31° 27' 22" E 130° 43' 02" 点ア N 31° 27' 16" E 130° 43' 12" 点イ N 31° 27' 19" E 130° 43' 02"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	垂水 市 (牛 根地 区を 除く)
	垂水市漁協						



オ 真珠母貝養殖業

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿特区母(垂)第1号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 三船ミン ゴラ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた 区域  点の位置 点ア N 32° 13' 32" E 130° 09' 32" 点イ N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点ウ N 32° 13' 29" E 130° 09' 36" 点エ N 32° 13' 30" E 130° 09' 39" 点オ N 32° 13' 18" E 130° 09' 43" 点カ N 32° 13' 20" E 130° 09' 47" 点キ N 32° 13' 18" E 130° 09' 47" 点ク N 32° 13' 14" E 130° 09' 45" 点ケ N 32° 13' 14" E 130° 09' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区母(垂)第2号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 三船浦東 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 25" E 130° 09' 53" 点イ N 32° 13' 28" E 130° 09' 49" 点ウ N 32° 13' 20" E 130° 09' 48" 点エ N 32° 13' 19" E 130° 09' 50"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区母(垂)第3号	第1種 区画漁業  株式会社 和田真珠  個別漁業権	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甕町 浦内地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線 及び基点3と点ウを結んだ直線並びに最大低潮時海岸線 によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 51' 19" E 129° 51' 33" (薩摩川内市上甕町浦内田之浦鼻基点標識) 基点2 N 31° 51' 06" E 129° 51' 05" (薩摩川内市上甕町浦内猫瀬鼻基点標識) 基点3 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上甕町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 21" E 129° 51' 32" 点イ N 31° 51' 09" E 129° 51' 04" 点ウ N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	薩摩川内 市上甕町 の地区
鹿特区母(垂)第4号	第1種 区画漁業  株式会社 和田真珠  個別漁業権	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甕町 浦内地先	ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 51' 10" E 129° 50' 50" 点イ N 31° 51' 11" E 129° 50' 42" 点ウ N 31° 51' 07" E 129° 50' 41" 点エ N 31° 51' 07" E 129° 50' 50"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	薩摩川内 市上甕町 の地区

カ ひおうぎがい養殖業

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
鹿特区 ひ(垂) 第1号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 下別当南 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 17' 40" E 130° 14' 00" 点イ N 32° 17' 39" E 130° 13' 59" 点ウ N 32° 17' 43" E 130° 13' 54" 点エ N 32° 17' 43" E 130° 13' 55"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第2号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島幣串中 網代地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 29" E 130° 13' 20" 点イ N 32° 15' 28" E 130° 13' 22" 点ウ N 32° 15' 23" E 130° 13' 17" 点エ N 32° 15' 24" E 130° 13' 15"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第3号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町黒崎 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 17" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 15' 19" E 130° 10' 38" 点ウ N 32° 15' 21" E 130° 10' 36" 点エ N 32° 15' 19" E 130° 10' 33"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第4号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 長瀬ニゴ ガジロ地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 03" E 130° 10' 47" 点イ N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 14' 58" E 130° 10' 46" 点エ N 32° 15' 00" E 130° 10' 43"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第5号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦木ノ 根地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 49" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 14' 49" E 130° 10' 37" 点ウ N 32° 14' 46" E 130° 10' 37" 点エ N 32° 14' 46" E 130° 10' 36"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第6号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町本浦 乳の瀬戸 東地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 43" E 130° 10' 14" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 10' 16" 点ウ N 32° 13' 46" E 130° 10' 13" 点エ N 32° 13' 44" E 130° 10' 11"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 ひ(垂) 第7号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町白瀬 白浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 54" E 130° 09' 45" 点イ N 32° 13' 56" E 130° 09' 45" 点ウ N 32° 13' 54" E 130° 09' 40" 点エ N 32° 13' 53" E 130° 09' 41"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区 ひ(垂) 第8号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町竹島 、かいまた瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 45" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 13' 46" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 45" E 130° 10' 45"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区 ひ(垂) 第9号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町脇崎 先の山鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 10' 07" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 10' 07" E 130° 11' 36" 点ウ N 32° 10' 09" E 130° 11' 36" 点エ N 32° 10' 09" E 130° 11' 37"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区 ひ(垂) 第10号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町市来 埼観音地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 08' 53" E 130° 11' 59" 点イ N 32° 08' 53" E 130° 11' 57" 点ウ N 32° 08' 52" E 130° 11' 57" 点エ N 32° 08' 52" E 130° 11' 59"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区 ひ(垂) 第11号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂丸岡鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 07' 52" E 130° 10' 28" 点イ N 32° 07' 51" E 130° 10' 26" 点ウ N 32° 07' 47" E 130° 10' 30" 点エ N 32° 07' 48" E 130° 10' 32"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区 ひ(垂) 第12号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 07' 57" E 130° 10' 18" 点イ N 32° 07' 58" E 130° 10' 20" 点ウ N 32° 07' 54" E 130° 10' 22" 点エ N 32° 07' 53" E 130° 10' 20"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 ひ(垂) 第13号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 40.4" E 130° 09' 51.3" 点イ N 32° 14' 36" E 130° 09' 53.5" 点ウ N 32° 14' 36.5" E 130° 09' 55" 点エ N 32° 14' 41" E 130° 09' 53"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 ひ(垂) 第14号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 浦西岸地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 19" E 130° 08' 49" 点イ N 32° 12' 21" E 130° 08' 50" 点ウ N 32° 12' 24" E 130° 08' 48" 点エ N 32° 12' 26" E 130° 08' 45" 点オ N 32° 12' 22" E 130° 08' 43"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	北さつま漁協						
鹿特区 ひ(垂) 第15号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜渡 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 11' 59" E 130° 06' 49" 点イ N 32° 12' 00" E 130° 06' 49" 点ウ N 32° 12' 01" E 130° 06' 52" 点エ N 32° 11' 59" E 130° 06' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	北さつま漁協						
鹿特区 ひ(垂) 第16号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 喜入生見 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 点ア N 31° 18' 29.5" E 130° 35' 0.5" 点イ N 31° 18' 30.7" E 130° 35' 0.6" 点ウ N 31° 18' 32" E 130° 35' 00" 点エ N 31° 18' 31.5" E 130° 34' 59" 点オ N 31° 18' 29.5" E 130° 34' 59.5"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿児 島市 の旧 喜入 町の 地区
	県漁協 喜入町支所						
鹿特区 ひ(垂) 第17号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  点の位置 基点1 N 31° 38' 50" E 130° 36' 15" 基点2 N 31° 38' 30" E 130° 36' 11" 点ア N 31° 38' 45.5" E 130° 36' 24.5" 点イ N 31° 38' 27.5" E 130° 36' 17.5"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿児 島市 (旧東桜 島村、旧 谷山市、 旧長島町 及び旧喜 入町の区 域を除く)
	鹿児島市漁協						
鹿特区 ひ(垂) 第18号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  点の位置 基点1 N 31° 39' 19" E 130° 36' 40" 基点2 N 31° 39' 08" E 130° 36' 28" 点ア N 31° 39' 15" E 130° 36' 45" 点イ N 31° 39' 04" E 130° 36' 33"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿児 島市 (旧東桜 島村、旧 谷山市、 旧長島町 及び旧喜 入町の区 域を除く)
	鹿児島市漁協						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第19号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	始良市松 原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 点ア N 31° 42' 33" E 130° 37' 53" 点イ N 31° 42' 26" E 130° 37' 53" 点ウ N 31° 42' 26" E 130° 38' 01" 点エ N 31° 42' 33" E 130° 38' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	始良 市の 旧始 良町 , 旧 加治 木町 の地 区
	県漁協 錦海支所						
鹿特区 ひ(垂) 第20号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	始良市脇 元白浜地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 点ア N 31° 40' 53" E 130° 36' 37" 点イ N 31° 40' 45" E 130° 36' 35" 点ウ N 31° 40' 45" E 130° 36' 40" 点エ N 31° 40' 53" E 130° 36' 43"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	始良 市の 旧始 良町 , 旧 加治 木町 の地 区
	県漁協 錦海支所						
鹿特区 ひ(垂) 第21号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 02' 14" E 130° 43' 08" 点イ N 31° 02' 05" E 130° 43' 07" 点ウ N 31° 02' 05" E 130° 43' 09" 点エ N 31° 02' 13" E 130° 43' 09"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	肝属 郡南 大隅 町の 旧佐 多町 の区 域 (伊 座敷 を除 く)
	県漁協 佐多岬支所						
鹿特区 ひ(垂) 第22号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井漁港 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 点ア N 31° 28' 02" E 131° 08' 07" 点イ N 31° 27' 59" E 131° 08' 05" 点ウ N 31° 28' 01" E 131° 08' 01" 点エ N 31° 28' 04" E 131° 08' 03.5"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	志布 志市 旧志 布志 町の 地区
	申請無し						
	団体漁業権						

キ あわび養殖業

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿特区あ(垂)第1号	第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町黒崎浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 21" E 130° 10' 36" 点イ N 32° 15' 22" E 130° 10' 35" 点ウ N 32° 15' 21" E 130° 10' 32" 点エ N 32° 15' 19" E 130° 10' 33"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区あ(垂)第2号	第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦葛輪地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 09" E 130° 11' 02" 点イ N 32° 15' 08" E 130° 11' 02" 点ウ N 32° 15' 07" E 130° 11' 01" 点エ N 32° 15' 08" E 130° 11' 00"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区あ(垂)第3号	第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦葛輪アソジロ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 05" E 130° 10' 48" 点イ N 32° 15' 03" E 130° 10' 51" 点ウ N 32° 15' 04" E 130° 10' 53" 点エ N 32° 15' 06" E 130° 10' 51"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区あ(垂)第4号	第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町野島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 30" E 130° 10' 53" 点イ N 32° 14' 30" E 130° 10' 52" 点ウ N 32° 14' 27" E 130° 10' 50" 点エ N 32° 14' 27" E 130° 10' 51"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区あ(垂)第5号	第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町白瀬葛輪境地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 52" E 130° 10' 02" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 10' 00" 点ウ N 32° 14' 49" E 130° 09' 55" 点エ N 32° 14' 47" E 130° 09' 57"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						
鹿特区あ(垂)第6号	第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町薄井つばら崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 50" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 13' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 13' 53" E 130° 10' 31" 点エ N 32° 13' 49" E 130° 10' 30"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 あ(垂) 第7号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町竹島 、かいま た瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 46" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 13' 49" E 130° 10' 48" 点ウ N 32° 13' 49" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 46" E 130° 10' 45"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 あ(垂) 第8号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町脇崎 先の山鼻 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 10' 04" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 10' 04" E 130° 11' 36" 点ウ N 32° 10' 07" E 130° 11' 36" 点エ N 32° 10' 07" E 130° 11' 37"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 あ(垂) 第9号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 07' 49" E 130° 10' 22" 点イ N 32° 07' 50" E 130° 10' 24" 点ウ N 32° 07' 53" E 130° 10' 22" 点エ N 32° 07' 53" E 130° 10' 20"	外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協						
鹿特区 あ(垂) 第10号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜漕 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 00" E 130° 06' 54" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 06' 53" 点ウ N 32° 12' 01" E 130° 06' 52" 点エ N 32° 11' 59" E 130° 06' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	北さつま漁協						

ク かき養殖業

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
鹿特区 か(垂) 第1号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 下別当地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 17' 41" E 130° 14' 01" 点イ N 32° 17' 40" E 130° 14' 00" 点ウ N 32° 17' 43" E 130° 13' 55" 点エ N 32° 17' 44" E 130° 13' 57"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 か(垂) 第2号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島湯ノ口 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 16' 38" E 130° 15' 32" 点イ N 32° 16' 36" E 130° 15' 39" 点ウ N 32° 16' 33" E 130° 15' 36" 点エ N 32° 16' 36" E 130° 15' 31"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 か(垂) 第3号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島幣串中 網代地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 15" E 130° 13' 00" 点イ N 32° 15' 13" E 130° 13' 02" 点ウ N 32° 15' 19" E 130° 13' 09" 点エ N 32° 15' 21" E 130° 13' 08"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 か(垂) 第4号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島片側重 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 16' 21" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 16' 26" E 130° 12' 45" 点ウ N 32° 16' 26" E 130° 12' 42" 点エ N 32° 16' 21" E 130° 12' 44"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 か(垂) 第5号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島片側琵琶 首地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 16' 48" E 130° 12' 56" 点イ N 32° 16' 49" E 130° 12' 55" 点ウ N 32° 16' 46.5" E 130° 12' 51" 点エ N 32° 16' 45.5" E 130° 12' 52"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 か(垂) 第6号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島黒崎小 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 17' 23" E 130° 13' 10" 点イ N 32° 17' 23" E 130° 13' 07" 点ウ N 32° 17' 22" E 130° 13' 07" 点エ N 32° 17' 22" E 130° 13' 10"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 か(垂) 第7号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町旧獅 子島小学 校地先	点ア, 点イ, 点ウ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 17' 23" E 130° 13' 46" 点イ N 32° 17' 26" E 130° 13' 42" 点ウ N 32° 17' 25" E 130° 13' 41"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区



漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						
鹿特区か(垂)第8号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町葛輪 ニゴガシ 口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 15' 01" E 130° 10' 51" 点ウ N 32° 14' 57" E 130° 10' 48" 点エ N 32° 14' 58" E 130° 10' 46"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区か(垂)第9号	区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町葛輪 木の根地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線 に直線で結んだ線によって囲まれ 点の位置 点ア N 32° 14' 56" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 14' 50" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 35" 点オ N 32° 14' 54" E 130° 10' 36"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区か(垂)第10号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町野島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 32" E 130° 10' 55" 点イ N 32° 14' 32.5" E 130° 10' 54" 点ウ N 32° 14' 30" E 130° 10' 52" 点エ N 32° 14' 30" E 130° 10' 54"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区か(垂)第11号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦保育 園下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 20" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 14' 23" E 130° 10' 44" 点エ N 32° 14' 25" E 130° 10' 40"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区か(垂)第12号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町本浦 くら地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 11" E 130° 10' 34" 点イ N 32° 14' 11" E 130° 10' 35" 点ウ N 32° 14' 09" E 130° 10' 35" 点エ N 32° 14' 10" E 130° 10' 34"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区か(垂)第13号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町本浦 櫻之浦地 先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 42" E 130° 10' 06" 基点2 N 32° 13' 44" E 130° 10' 07" 点ア N 32° 13' 44" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 09' 58"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						
鹿特区か(垂)第14号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 針尾下地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 16" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 13' 16" E 130° 10' 37" 点ウ N 32° 13' 17" E 130° 10' 37" 点エ N 32° 13' 17" E 130° 10' 35"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	東町漁協						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 か(垂) 第15号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 竹島かい また瀬地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 44" E 130° 10' 50" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 13' 45" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 44" E 130° 10' 45"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	東町漁協						
鹿特区 か(垂) 第16号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 33" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 14' 35" E 130° 09' 55" 点ウ N 32° 14' 34" E 130° 09' 53" 点エ N 32° 14' 32" E 130° 09' 55"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	東町漁協						
鹿特区 か(垂) 第17号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 黒崎浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 20" E 130° 10' 40" 点イ N 32° 15' 20" E 130° 10' 38" 点ウ N 32° 15' 15" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 15' 18" E 130° 10' 42"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	東町漁協						
鹿特区 か(垂) 第18号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田竹地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 47.5" E 130° 07' 20" 点イ N 32° 12' 47.5" E 130° 07' 18" 点ウ N 32° 12' 46" E 130° 07' 18" 点エ N 32° 12' 46" E 130° 07' 20"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 長島町の 地区
	北さつま漁協						
鹿特区 か(垂) 第19号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜渡 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 01" E 130° 06' 57" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 06' 55" 点ウ N 32° 12' 00" E 130° 06' 55" 点エ N 32° 12' 00" E 130° 06' 57"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 長島町の 地区
	北さつま漁協						
鹿特区 か(垂) 第20号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町蔵之 元地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 11' 24" E 130° 06' 05" 点イ N 32° 11' 24" E 130° 06' 03" 点ウ N 32° 11' 22" E 130° 06' 03" 点エ N 32° 11' 23" E 130° 06' 05"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 長島町の 地区
	北さつま漁協						

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿特区か(垂)第21号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市市里町西 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点ア を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 51' 54" E 129° 54' 10" 点イ N 31° 51' 57" E 129° 54' 16" 点ウ N 31° 51' 48" E 129° 54' 23" 点エ N 31° 51' 51" E 129° 54' 28" 点オ N 31° 51' 45" E 129° 54' 34" 点カ N 31° 51' 39" E 129° 54' 24"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	薩摩川内 市市里町
	甌島漁協	団体漁業権					
鹿特区か(垂)第22号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 蘭牟田地 先	点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び点エ を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点エ N 31° 46' 34" E 129° 47' 41" 点オ N 31° 46' 37" E 129° 47' 41" 点カ N 31° 46' 40" E 129° 47' 42" 点キ N 31° 46' 44" E 129° 47' 45" 点ク N 31° 46' 40" E 129° 47' 52" 点ケ N 31° 46' 31" E 129° 47' 47"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	薩摩川内 市鹿島町
	甌島漁協	団体漁業権					
鹿特区か(垂)第23号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 小牟田地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 46' 02" E 129° 47' 58" 点イ N 31° 46' 03" E 129° 48' 02" 点ウ N 31° 46' 09" E 129° 47' 58" 点エ N 31° 46' 08" E 129° 47' 55"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	薩摩川内 市鹿島町
	甌島漁協	団体漁業権					
鹿特区か(垂)第24号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦熊ヶ 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 24' 59" E 130° 11' 03" 点イ N 31° 25' 00" E 130° 11' 08" 点ウ N 31° 25' 04" E 130° 11' 06" 点エ N 31° 25' 03" E 130° 11' 01"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	南さつま 市笠沙町 片浦(野 間池地区 を除く)
	笠沙町漁協	団体漁業権					
鹿特区か(垂)第25号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 吉野町地 先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イ を見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時 海岸線から沖合250メートルの線によって囲まれ た区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 50" E 130° 34' 43" 点イ N 31° 37' 56" E 130° 36' 16"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
	鹿児島市漁協	団体漁業権					
鹿特区か(垂)第26号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結 んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 39' 08" E 130° 36' 28" 基点2 N 31° 38' 50" E 130° 36' 15" 点ア N 31° 38' 59" E 130° 36' 39" 点イ N 31° 38' 42" E 130° 36' 33"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
	鹿児島市漁協	団体漁業権					

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿特区か(垂)第27号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島小池 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 36' 00" E 130° 36' 19" 点イ N 31° 36' 06" E 130° 36' 06" 点ウ N 31° 36' 00" E 130° 36' 02.5" 点エ N 31° 35' 54" E 130° 36' 15.5"	漁具群の外 角に電灯そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
鹿特区か(垂)第28号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島横山 町溶岩地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 35' 07" E 130° 35' 29" 点イ N 31° 35' 07" E 130° 35' 25" 点ウ N 31° 35' 03.5" E 130° 35' 25" 点エ N 31° 35' 03.5" E 130° 35' 29"	漁具群の外 角に電灯そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
鹿特区か(垂)第29号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町若草 鼻南側地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 41' 15" E 130° 48' 13" 点イ N 31° 41' 09" E 130° 48' 12" 点ウ N 31° 41' 10" E 130° 47' 59" 点エ N 31° 41' 16" E 130° 48' 00"	漁具群の外 角に電灯そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	霧島市福 山町地区
鹿特区か(垂)第30号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根前崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 33' 40" E 130° 43' 25" 点イ N 31° 33' 43" E 130° 43' 26" 点ウ N 31° 33' 45" E 130° 43' 20" 点エ N 31° 33' 42" E 130° 43' 19"	漁具群の外 角に電灯そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	垂水市牛 根地区
鹿特区か(垂)第31号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 02' 09" E 130° 42' 58" 点イ N 31° 02' 08" E 130° 42' 57" 点ウ N 31° 02' 10" E 130° 42' 54" 点エ N 31° 02' 11" E 130° 42' 55"	漁具群の外 角に電灯そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	肝属郡南 大隅町佐 多馬籠, 佐多郡, 佐多辺塚 地区
鹿特区か(垂)第32号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 02' 14" E 130° 43' 08" 点イ N 31° 02' 05" E 130° 43' 07" 点ウ N 31° 02' 05" E 130° 43' 09" 点エ N 31° 02' 13" E 130° 43' 09"	漁具群の外 角に電灯そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	肝属郡南 大隅町佐 多馬籠, 佐多郡, 佐多辺塚 地区